

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険料調査・賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、介護保険料調査・賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高知県のいの町長

公表日

令和6年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	介護保険料調査・賦課事務	
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の賦課徴収理とそれに関する調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①介護保険料額の算定 ②介護保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護保険被保険者台帳の照会	
③システムの名称	介護保険事務処理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
介護保険事務処理システム		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 100項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 【情報提供】1項 【情報照会】100項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】47条 【情報照会】46,47条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長の役職名	町民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	いの町役場総務課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 電話番号088-893-1111	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・賦課の業務では、使用しているシステムのマニュアルを厳守し、システムの運営側との確認を行いながら業務にあたること。 ・文書の送付や、情報照会などでは複数人のチェックをしたうえで行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・特定個人情報の含まれる資料等は庁外に持ち出さず、USBメモリは事前に許可されたもののみ使用して情報のやり取りを行うこと。

・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が含まれている場合別途でまとめて廃棄すること。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5. -②所属長	町民課長 中嶋 隆司	町民課長 別役 理佳	事後	
令和2年4月1日	I 5. -②所属長	町民課長 別役 理佳	町民課長 松本 浩二	事後	
令和4年4月1日	I 5. -②所属長	町民課長 松本 浩二	町民課長	事後	
令和4年4月1日	I -4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1項 【情報照会】94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1項 【情報照会】94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】47条 【情報照会】46,47条	事後	法改正に伴う変更(号ずれ)
令和6年10月1日	I -3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項	番号法第9条第1項 別表 100項	事後	法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I -4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1項 【情報照会】94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号 別表 【情報提供】1項 【情報照会】100項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】47条 【情報照会】46,47条	事後	法改正に伴う変更